

新型コロナウイルス感染症が発生してから 1年以上経過した後の売上高の比較方法について

同感染症の影響が長期化していることから、売上の比較時期についての取扱いが変更になります。

原則として、新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた令和2年2月以後の月の売上高等は比較対象に入らず、同感染症の影響を受ける直前同期（以下「前年等」という）と比較することとなります。

申請者が感染症の影響を受けた時期によって、比較対象とする売上を「前年同月の売上」とするか「一昨年同月の売上」とするかが異なりますので、取扱いにご注意ください。

（感染症の影響が出始めた月…令和2年2月）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
R1		●	○	○								
R2												
R3		■	□	□								
R4		★	☆	☆								

★：申請書に記載する「直近1カ月」

☆：申請書に記載する「今後2カ月の売上見込み」

本来であれば前年同期の■R3.4～□R3.6と比較をしますが、既に■R3.4、または□R3.5～R3.6に感染症の影響で売上が落ちていた場合、一昨年の●H31.4～○R1.6の売上と比較することとします。

この取り扱いは、セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号において同様とします。

ただし、「最近3か月間の売上高等と比較」する場合は、同感染症の影響を受けた時期によらず前年同期と比較しますのでご注意ください。

【提出資料について】

同感染症の影響を受けた時期は事業者によって異なることから、感染症の影響を受けた時期を証明する資料は不要ですが、申請書の添付資料「別紙2：必要事業資金の調達に支障を来していることの説明」に、「〇年〇月頃から新型コロナウイルス感染症の影響を受けており」等の内容を記載して提出してください。